1月の税務

給与所得者の扶養控除等申告書の提出	提出期限	本年最初の給与支払日の前日
	提出先	給与の支払者(所轄税務署長)
支払調書の提出	提出期限	1/31
源泉徴収票の交付	交付期限	1/31
	交付先	① 所轄税務署長 ②受給者
固定資産税の償却資産に関する申告	申告期限	1/31
個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)	納期限	1月中において市町村の条例で定める日
28年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額	納期限	1/10 (年2回納付の特例適用者は前年7月か
の納付		ら 12 月までの徴収分を 1/20 までに納付)
28年11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・	申告期限	1/31
地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人		
住民税〉		
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間	申告期限	1/31
短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉		
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確	申告期限	1/31
定申告〈消費税・地方消費税〉		
5月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消	申告期限	1/31
費税・法人事業税・法人住民税〉…半期分		
消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、5 月、8 月	申告期限	1/31
決算法人の3月ごとの中間申告		
〈消費税・地方消費税〉		
消費税の年税額が 4,800 万円超の 10 月、11 月決	申告期限	1/31
算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間		
申告(9月決算法人は2か月分)		
〈消費税・地方消費税〉		
給与支払報告書の提出	提出期限	1/31
	提出義務	1/1 現在において給与の支払をしている者
	者	で、給与に対する所得税の源泉徴収義務があ
		る者
	提出先	給与の支払を受けている者の住所地の各市
		町村長